

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで  
② 昭和 50 年 4 月から 53 年 6 月まで  
③ 昭和 53 年 10 月  
④ 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで  
⑤ 昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月まで  
⑥ 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 48 年\*月当時、大学生だったが、父が将来のために国民年金を掛けていたことを聞いているので、申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

また、昭和 55 年 10 月 30 日に付加年金に加入し、国民年金保険料と一緒に付加保険料も納付してきたので、申立期間⑥の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑥について、オンライン記録では、当該期間の付加保険料は未納とされているところ、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿では、申立人の主張のとおり、昭和 55 年 10 月から付加保険料の納付が開始されている上、申立期間⑥前後を通じて付加保険料が納付済みと記録されており、双方の記録が相違していることが確認できることから、申立期間⑥当時、申立人の年金記録について行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録及び国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 50

年4月1日を資格取得日として55年10月頃に払い出されていることが推認されることから、申立期間①は、国民年金の未加入期間であり、当該期間に係る納付書は発行されず、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、上記申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、当該期間は既に時効により、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間③、④及び⑤について、上記申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、当該期間は過年度納付可能な期間であるものの、申立人から当該期間の国民年金保険料を遡って納付したことをうかがわせる明確な主張は無く、当該期間の国民年金保険料を過年度納付していた事情は見当たらない。

加えて、申立期間①、②、③、④及び⑤当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月16日から同年8月1日まで  
: ② 平成12年6月16日から同年7月1日まで

申立期間①については、私はA社を平成9年7月に定年により一旦退職すると同時に嘱託として再雇用された。この時、給与は下がったものの、同年7月については、嘱託となる前の標準報酬月額34万円に相当する保険料を給与から控除されたのに、社会保険庁（当時）の記録上、申立期間①に係る標準報酬月額が19万円となっていることに納得できない。

申立期間②については、私は平成12年6月末までA社に勤務し、保険料を給与から控除されたのに、社会保険庁の記録上、同社において申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

したがって、申立期間①の標準報酬月額を34万円に訂正し、申立期間②をA社に係る厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①については、A社から提出された申立人の賃金に係る資料（A社が保管している賃金台帳に基づき作成した資料）により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及標準報酬決定通知書」（申立人がA社を定年退職したことに伴い、同社が改めて申立人の資格取得日を平成9年7月16日として届け出たもの）の写しにより、同社は申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を19万円として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、前述の申立人の賃金に係る資料により、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、A社は、申立人の勤務期間は平成12年6月15日までであり、申立期間②における勤務を確認できない旨回答しているところ、同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しにより、申立人の退職日が同日である旨記載されていることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録によっても、申立人は同日に同社を離職していることが確認できるほか、申立人が同社を退職した直後に勤務した同社の関連会社に事情を確認しても、申立人が申立期間②において同社に勤務していた事実をうかがわせる回答を得ることができなかった。

なお、i) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第19条において、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までを被保険者期間に算入することとされていること、ii) 同法第81条第2項において、保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき徴収するものとするとしてされていること等から、申立人が平成12年6月末日までA社に勤務していたことが確認できない場合、同年6月分の給与から厚生年金保険料が控除されていても、同法の規定により、申立人の同社に係る被保険者資格喪失日の訂正を認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については20万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を20万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から同年12月1日まで

私は、平成4年6月1日から同年11月30日までA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間については、申立人のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年7月31日（現在は、平成4年12月1日に訂正されている。）の後の同年10月28日付けで、申立人の同年10月の定時決定の記録を取り消す処理と共に、被保険者資格を同年7月31日まで遡って喪失させる処理が行われたことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる上、商業登記

簿謄本により、同社は、申立期間において法人事業所であったことが確認できることから判断すると、申立期間において、同社は厚生年金保険法における適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、A社の元役員は、「当時、保険料を滞納していたので、その対処方法について社会保険事務所（当時）と相談した。遡及訂正に関しては、私以外の従業員は誰も知らない。」と供述していることから判断すると、資格喪失日の遡及処理について、申立人が関与及び同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成4年7月31日にA社に係る被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失に係る処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は同年10月28日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の取消処理が行われる前の申立人に係る平成4年10月の定時決定の記録から、20万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、前述のとおり、申立期間において、A社は厚生年金保険法における適用事業所としての要件を満たしていたと認められるところ、申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人は当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる上、申立人と同年代の複数の同僚から提出された給与明細書により、当該同僚が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できることから判断すると、申立人についても、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の取消処理が行われる前の申立人に係る平成4年10月の定時決定の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から50年4月1日まで

私は、昭和50年9月17日までA社に勤務していたが、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同年4月1日から同年9月17日までの期間については被保険者記録が確認できるものの、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けた。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、B事業所及びC事業所に係る厚生年金保険被保険者期間、並びにA社に係る被保険者期間のうち、申立期間より後の昭和50年4月1日から同年9月17日までの期間に係る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、当該未請求期間のうち、A社に係る厚生年金保険被保険者期間について、事業所番号等索引簿等の記録により、昭和50年4月1日に同社に係る厚生年金保険の事業所番号が変更されたことから、申立人の同社に係る被保険者期間は、申立期間と分けて管理されていることが確認できるものの、申立人は継続して同社に勤務していることから、申立人が脱退手当金の請求手続を行うに当たり、誤った資格喪失日により申立期間のみの請求手続を行うとは考え難い。

さらに、A社に係る被保険者期間における未請求期間と申立期間は、同一



の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間に係る脱退手当金のみが支給決定されたこととされており、事務処理上不自然である。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した女性のうち、申立人が資格喪失した昭和50年9月17日の前後3年以内に資格喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の支給要件を満たしていた14人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できるのは申立人のみであることから、申立期間当時、同社が脱退手当金の代理請求を行っていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成19年8月9日は15万円、同年12月26日は25万円、20年8月8日は15万円、同年12月25日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月9日  
② 平成19年12月26日  
③ 平成20年8月8日  
④ 平成20年12月25日

私は、A社に勤務し、全ての申立期間において賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該賞与は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされていることが判明した。

全ての申立期間の標準賞与額に係る記録について、年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書によると、申立人は、全ての申立期間に賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、前述の賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料の控除額から、平成19年8月9日は15万円、同年12月

26日は25万円、20年8月8日は15万円、同年12月25日は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月21日、及び同年9月13日に申立期間に係る賞与支払届をそれぞれ提出しており、当該期間に係る同支払届の提出が漏れていたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大分厚生年金 事案 1144

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成8年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については14万2,000円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで

私は、A事業所に平成8年3月31日までの期間において勤務し、その後、同事業所の関連会社に異動したが、同事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年3月31日となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA事業所の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所が加入するB厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳によると、申立人の同事業所に係る基金加入員資格の喪失日は平成8年4月1日となっていることが確認できるところ、同基金からは、基金及び厚生年金保険の資格喪失に係る届出用紙は複写式であった旨の供述が得られている。

さらに、A事業所の当時の事務担当者とされる者は、「申立人に係る基金加入員の資格喪失届を提出した以後、社会保険事務所及びB厚生年金基金に対し、申立人の基金加入員の資格喪失日に係る記録の訂正依頼は行っていない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成8年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行っ

たと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成8年2月のオンライン記録及び前述の厚生年金基金加入員台帳に記録されている標準報酬月額の記録から、14万2,000円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成19年8月9日は20万円、同年12月26日は25万円、20年8月8日は15万円、同年12月25日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月9日  
② 平成19年12月26日  
③ 平成20年8月8日  
④ 平成20年12月25日

私は、A社に勤務し、全ての申立期間において賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該賞与は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされていることが判明した。

全ての申立期間の標準賞与額に係る記録について、年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書によると、申立人は、全ての申立期間に賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、前述の賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料の控除額から、平成19年8月9日は20万円、同年12月

26日は25万円、20年8月8日は15万円、同年12月25日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月21日、及び同年9月13日に申立期間に係る賞与支払届をそれぞれ提出しており、当該期間に係る同支払届の提出が漏れていたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和63年4月1日から平成2年6月1日までの期間を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月3日から平成2年6月1日まで  
② 平成5年12月10日から6年12月22日まで

私は、A事業所の専務からの要請により、昭和61年10月3日に同社に入社し、給与も前職と同水準（26万円）を維持すると約束され、その後の昇給により平成2年5月末の退職時には35万円の給与が支給されていた。しかしながら、厚生年金保険被保険者の資格取得日がA事業所の入社日と相違していること、及び実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されていることに納得できない。

申立期間①について、厚生年金保険被保険者の資格取得日をA事業所の入社日に訂正し、標準報酬月額を同社から実際に支給されていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

また、私は、平成5年12月10日から6年12月22日までの期間において、A事業所から出向し、B県C市に所在したD社の代表取締役として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①のうち昭和63年4月1日から平成2年6月1日までの期間について

申立人は当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚



生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によると、申立人のA事業所に係る厚生年金保険の資格取得時（昭和63年4月1日）及び昭和63年10月の定時決定に係る標準報酬月額は、当初20万円と記録されていたところ、同年12月12日付けで資格取得時に遡及して11万8,000円とする訂正処理が行われている上、同社に係る被保険者整理番号1番から46番までの厚生年金保険の被保険者のうち、36人についても、上記と同様の記録訂正の事務処理がなされていることが確認できる。

また、前述の36人のうち、当時の給与明細書及び市民税・県民税特別徴収税額通知書を所持している同僚については、同人に係るオンライン記録によると、厚生年金保険の資格取得時（昭和63年6月1日）における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されていたものが、昭和63年12月12日付けで資格取得時に遡って6万8,000円とする訂正処理が行われた後、平成元年10月から7万2,000円、同年12月から8万円にそれぞれ改定されているところ、前述の給与明細書によると、当該期間を通じて、給与額及び厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが推認又は確認できる。

さらに、オンライン記録によりA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる、申立人が事務担当者として記憶している同僚は、「私がA事業所E店の従業員の給与計算を担当するようになった平成2年頃も、資格取得時の標準報酬月額に基づく保険料額を引き続き給与から控除しており、保険料控除額の計算の基礎となる標準報酬月額を変更した記憶は無い。」と供述している。

これらの事実及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間を通じて、上記訂正前の標準報酬月額である20万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、元事業主に照会しても回答を得られないが、事業主から申立人に係る報酬月額訂正届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの報酬月額訂正届を提出しており、その結果、社会保険事務所は、当

該期間に係る上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、前述の昭和 63 年 12 月 12 日における遡及訂正処理について、年金事務所は、「既に書類等は廃棄されているが、事業所から昭和 63 年 12 月初旬に資格取得時の報酬訂正と算定基礎届訂正書類の提出があり、同年 12 月 12 日に処理されたものと考えられる。」、「当該事業所に係る保険料滞納処分の有無については、平成 3 年度の滞納処分票により平成 2 年 11 月分の保険料から滞納していた事跡が確認できるものの、それ以前は資料が残っておらず不明。」と回答しているところ、同僚らは、「A 事業所は、厚生年金保険の適用事業所となった昭和 63 年 4 月当時においては集客状況も良く、経営状態は悪くなかった。」と供述しており、当該期間において A 事業所が厚生年金保険料を滞納していた事情はうかがえないことから、当該標準報酬月額の減額訂正について、社会保険事務所による不適切な遡及訂正があったとまでは言えない。

## 2 申立期間①のうち昭和 61 年 10 月 3 日から 63 年 4 月 1 日までの期間について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、当該期間において、A 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A 事業所は昭和 38 年 12 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となり、61 年 3 月 31 日に一旦厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、63 年 4 月 1 日に再度厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者はいない。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人は、「A 事業所が昭和 61 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、63 年 4 月 1 日に再度厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間において、同社の全ての従業員は厚生年金保険被保険者の資格を喪失したため、私は厚生年金保険の第四種被保険者として個人で厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該期間において、同人には厚生年金保険の第四種被保険者記録が確認できる上、前述の同僚の A 事業所に係る給与明細書によると、当該期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、前述のとおり、事業所は既に廃止されていること等から、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除状況等につ

いて確認できる関連資料及び事業主の供述を得ることができない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 3 申立期間②のうち平成5年12月10日から6年6月1日までの期間について

商業登記簿謄本によると、申立人は平成5年12月9日にD社の代表取締役役に就任しており、6年3月27日に開催された同社に係る第1回取締役会の議案によれば申立人は代表取締役として同取締役会に出席していることが確認できる上、当該商業登記簿謄本により同社の役員であったことが確認できる者は、「申立人が代表取締役に就任して最初の約3か月間はB県でD社の経営に携わっていた。」と供述していることから判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料等を得ることができない。

また、オンライン記録により、申立人は平成5年11月5日から6年5月31日までの期間においてA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、申立人は、「私は、当該期間において登記上はB県に所在したD社の代表取締役となっており、最初の約3か月間においてB県に常駐していた。その後、同社の経営が行き詰まり、F施設運営からは事実上撤退した。このため、勤務のほとんどはA事業所が経営するF施設で統括G本部長としての業務に従事し、毎月のうち数日間だけB県に所在したD社で勤務していた。」と供述しているものの、オンライン記録によると、申立人のD社及びA事業所に係る二以上事業所勤務届の記録は確認できない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、当委員会では、特例法に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知りうる状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない。」と規定されているところ、前述のとおり、申立人は当該期間においてD社の代表取締役であったことが確認できることから、申立人は当該規定に該当すると認められ、当該期間に

については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

4 申立期間②のうち平成6年6月1日から同年12月22日までの期間について

オンライン記録によると、申立人は、当該期間について、当初、D社に係る厚生年金保険被保険者の資格を平成6年6月1日付けで取得したが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年12月22日より後の7年1月4日付けで遡及して当該資格取得に係る記録を取り消されていることが確認できる上、申立人のほかに6人の同僚についても、遡って資格喪失に係る記録を訂正されていることが確認できる。

また、D社に係る滞納処分票から、同社が平成6年5月から同年11月までの期間において、厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらの事実などから判断すると、前述の遡及訂正に係る社会保険事務所の処理は実態に即したものと認められない。

しかしながら、前述のとおり、申立人は当該期間においてD社の代表取締役であったことが確認できる上、前述の滞納処分票の記載内容から、前述の遡及訂正処理が行われた時期の前後の期間において、申立人は同社に係る滞納保険料の納付方法について社会保険事務所と協議している状況が見受けられることから判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、当該期間に係る自らの資格取得の取消処理が有効なものでないと主張することは信義則上認められない。

## 大分厚生年金 事案 1147

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を28万円に、申立期間②の標準報酬月額を、平成9年2月1日から同年8月1日までの期間は36万円、同日から10年5月1日までの期間は50万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月1日から9年2月1日まで  
② 平成9年2月1日から10年5月1日まで

私は、申立期間①はA社に在籍し、申立期間②はB社に在籍した。両事業所は実質的な経営者が同一人の関連会社である。

両申立期間については、支給されていた給与額と比較して標準報酬月額が著しく低い金額で記録されている。

両申立期間について、実際の給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①における標準報酬月額については、当初28万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年5月1日より後の同年5月19日付けで、8年6月1日に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

同様に、オンライン記録によると、申立人の申立期間②における標準報酬月額については、当初、平成9年2月1日から同年8月1日までの期間は36万円、同日から10年5月1日までの期間は50万円と記録されていたところ、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった10年5月1日より後の同年5月18日付けで、9年2月1日に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間①及び②において、社会保険事務所が当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無い。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間①及び②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

一方、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間①においてはA社の取締役であり、申立期間②においてはB社の取締役であることが確認できることから、当該期間において、記録訂正をすることについて信義則上の問題があるかどうかを検討する。

この点について、申立人は、「私はA社及びB社において取締役ではあったが、C業務専任であり、社会保険事務に関する権限は無く、当該事務に関与していなかった。」と供述しているところ、複数の同僚は、「A社及びB社は実質的な経営者が同一人の関連会社である。申立人は両事業所において取締役であったが、C業務専任であり、社会保険事務に関する権限が無く、関与もしていなかった。」と供述しており、当時両事業所の事務を担当していたとされる者も、「A社及びB社の実質的な経営者は同一人であり、両事業所が滞納していた保険料の解消方法については、実質的な経営者が社会保険事務所と協議していた。」と供述していることなどから判断すると、申立人は両事業所に係る社会保険事務について権限を有しておらず、両事業所に係る前述の減額訂正に係る届出にも関与していなかったと認められ、申立人の年金記録を訂正することについて信義則上の問題はないと判断する。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に、申立期間②に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年2月1日から同年8月1日までの期間を36万円、同日から10年5月1日までの期間を50万円に訂正することが必要である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの期間、45 年 4 月から 48 年 3 月まで期間及び同年 7 月から 51 年 3 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで  
② 昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月まで  
③ 昭和 48 年 7 月から 51 年 3 月まで

国民年金制度が開始された当初の昭和 36 年頃、父が母と妻の分と一緒に私の国民年金についても加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が母と妻は納付済みとなっているのに、私だけが未納又は免除となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金制度が開始された当初の昭和 36 年頃、父が母と妻の分と一緒に私の国民年金についても加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和 42 年 4 月頃に A 町で払い出されたことが推認されることから、申立人についてはこの頃に国民年金への加入手続がなされたものと考えられる一方で、申立人の妻及び母親の国民年金手帳記号番号は、上記払出簿から 36 年 7 月に同町において連番で払い出されていることが確認できる。これらの状況は、3 人同時に国民年金に加入し保険料を現年度納付したとする申立人の主張とは符合しない上、当該加入時点において、申立期間①の大部分は、既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間②及び③については、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「45. 4. 10 A 町より」と記載されており、申立人が A 町から同市へと国民年金の住所変更手続を行ったことが確認できるものの、申立

人からは同市において保険料を納付していたとする具体的な供述は得られないほか、申立人と一緒に納付していたとする申立人の妻及び母親は申立期間においてはA町で納付しているなど、申立人が同市において保険料を納付していた事情はうかがえない。

さらに、申立期間①は 72 か月、申立期間②は 36 か月及び申立期間③は 33 か月とそれぞれ長期間であるほか、申立人は国民年金の加入及び保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする父親は既に死亡しており、当該期間に係る国民年金の加入及び保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年頃から 48 年頃まで  
② 昭和 48 年頃から 50 年頃まで  
③ 昭和 62 年頃から平成 4 年頃まで

申立期間①については、私は昭和 47 年頃からの 1 年間、A 事業所に B 職種として勤務していたのに、年金事務所の記録上、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間②については、私は昭和 48 年頃からの 2 年間、事業所名は覚えていないが、C 駅の近くに所在していた「D」の名称を有する建物内の E を販売する会社に勤務していたのに、年金事務所の記録上、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間③については、私は昭和 62 年頃からの 5 年間、事業所名は覚えていないが、同年頃に倒産した F 社に商品を納入していた会社に勤務していたのに、年金事務所の記録上、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人は当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、A 社に B 職種として勤務していた旨主張しているところ、同社及び同社の健康保険組合は、申立期間①当時、B 職種の

者は厚生年金保険及び健康保険に加入させていなかった旨回答している上、前述の被保険者原票により被保険者記録が確認できる複数の同僚（前述の申立人を覚えている同僚を含む。）が、申立期間①当時、A事業所では、内勤者は厚生年金保険に加入させていたが、B職種の者は厚生年金保険に加入させていなかった旨供述しているところ、当該複数の同僚はいずれも内勤の事務職等として当該事業所に勤務していた旨供述している。

また、A社は、「申立人に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況等については、当時の資料が無いため不明である。」と回答している上、前述の被保険者原票により被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、前述の被保険者原票を確認しても、申立期間①及びその前後の期間において申立人の氏名は確認できず、被保険者整理番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②については、申立人は、事業所名は覚えていないが、C駅近くに所在していた「D」の名称を有する建物内のEを販売する会社に勤務していた旨主張していることから、申立期間②当時のC駅周辺の住宅地図により「D」の名称を有する建物を確認した上で申立人に当該住宅地図を送付したところ、申立人から、申立事業所が所在していた建物（マンション）を特定する新たな供述を得られたため、当該建物（マンション）の管理組合に事情を確認するとともに、申立人が営業に出向いたことがあるとする事業所にも事情を確認したが、いずれからも申立事業所に関する供述を得ることができず、申立期間②に係る申立事業所を特定することができなかった。

また、オンライン記録上、事業所名に「E」の名称が確認できるG県内の5事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間②及びその前後の期間において、申立人の氏名は確認できない。

- 3 申立期間③については、申立人は、事業所名は覚えていないが、昭和62年頃に倒産したF社に商品を納入していた会社に勤務していた旨主張していることから、商業登記簿により確認できる同社の元役員二人、及びその二人が申立期間③当時の同社H出張所長であったとする者に事情を確認したが、いずれも申立人を記憶していない上、申立事業所に関する供述を得ることができず、申立期間③に係る申立事業所を特定することができなかった。

- 4 このほか、全ての申立期間において、各事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されて

いたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 1140

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から 9 年 9 月 11 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に比べて低い金額で記録されている。

申立期間について、実際の給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額が社会保険庁の記録を上回る場合である。

申立人から提出された申立期間当時、申立人の給与が振り込まれていた金融機関の「預金取引明細表」に記載されているA社からの入金記録及び申立人に係る雇用保険の離職時賃金日額の記録から判断すると、申立人の申立期間における給与支給額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額（28万円）を上回っていたことが推認できる。

しかしながら、B市から提出された申立人に係る平成9年度（平成8年分）及び10年度（平成9年分）の所得証明書に記載された社会保険料控除額

は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（28 万円）に基づき算出した申立期間における厚生年金保険料等の額とおおむね一致していることが確認できることから、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社の元事業主から回答が得られない上、オンライン記録において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる供述を得ることはできなかったほか、オンライン記録を確認しても、申立人の同社に係る標準報酬月額について、遡って訂正されたなど不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 1141

### 第1 委員会の結論

申立人の両申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月 1 日から 62 年 9 月 1 日まで  
② 平成 9 年 9 月 1 日から 12 年 9 月 1 日まで

私は、両申立期間を含む昭和 53 年 4 月から平成 14 年 3 月までの期間において、A社の代表取締役であった。

申立期間①については、私の報酬月額を 20 万円から 30 万円に上げた時期であったが、社会保険事務所（当時）の記録上、申立期間①に係る標準報酬月額が 26 万円とされていることに納得できない。

申立期間②については、それ以前の期間と同様に私の報酬月額は 60 万円であったが、社会保険事務所の記録上、申立期間②に係る標準報酬月額が 41 万円とされていることに納得できない。

両申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、商業登記簿謄本、申立人の主張及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者の供述により、申立人は申立期間①において同社の代表取締役であったことが確認できるところ、同社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立人は同社の賃金台帳等の関連資料を保管しておらず、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないほか、当該複数の者に事情を確認しても、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、前述の被保険者原票により確認できる申立人の申立期間①に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、当該被保険者原票を確

認しても、申立人のA社における申立期間①の標準報酬月額について遡って訂正されるなど不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

なお、仮に、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、特例対象者を記録訂正の対象とすることはできない。」と規定されているところ、前述のとおり、申立人は、申立期間①において、A社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人も申立期間①における自身の社会保険事務への関与を認めており、申立人は、当該規定に該当すると判断されることから、申立期間①については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 2 申立期間②のうち、平成9年9月から12年3月までの期間については、商業登記簿謄本において、A社は14年6月に破産宣告を受けていることが確認できるところ、同社の破産処理に関与したとする法律事務所から提出された同社の平成10年度及び11年度決算報告書により、当該期間のうち、10年4月から12年3月までの期間における申立人の報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う金額であることが確認できる上、申立人は当該期間に係る同社の給与台帳等の関連資料を保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間②のうち、平成12年4月から同年8月までの期間については、前述の法律事務所から提出されたA社の平成12年度決算報告書、及び申立人が保管している12年6月分、同年7月分及び同年8月分の給与台帳により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、申立人が主張する額であったことが確認又は推認できる。

しかしながら、前述の商業登記簿謄本により、申立人は、当該期間のうち、平成12年4月25日から同年5月20日までの期間を除く期間において、A社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人も当該期間における自身の社会保険事務への関与を認めており、前述の特例法第1条第1項ただし書の規定に該当すると判断されることから、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

なお、申立期間②のうち、平成9年9月1日から同年12月26日までの期間については、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額が、同年12月26日付けで同年9月1日に遡って47万円から41万円に訂正されていることが確認できるものの、前述のA社の平成10年度決算報告書により推認される申立人の当該期間に係る報酬月額から判断すると、当該遡及訂

正は実態に即した訂正である可能性がうかがえることから、当該期間に係る申立人の標準報酬月額について、社会保険事務所による不合理な事務処理が行われたとまでは判断できない。

- 3 これらを総合的に判断すると、申立人の両申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



## 大分厚生年金 事案 1142

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 16 日から平成 3 年 8 月 1 日まで  
私がA社に勤務していた期間のうち、昭和 59 年 10 月から 62 年 9 月までの期間は 23 万円、同年 10 月から平成 2 年 7 月までの期間は 25 万円、同年 8 月から 3 年 7 月までの期間は 28 万円の給与を受け取っていたが、当該期間に係る標準報酬月額が実際の給与額に比べて低い金額で記録されている。  
申立期間について、実際の給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の元役員は、「昭和 59 年当時、A社は社会保険料を滞納していたため、従業員の本来の給与額に見合う保険料額よりも低額の保険料しか社会保険事務所（当時）に納付していなかった。」と供述している上、オンライン記録により、昭和 60 年 4 月及び同年 10 月に同社に係る多数の被保険者の標準報酬月額が下がっていることが確認できることなどから判断すると、申立期間当時、同社は、従業員の実際の報酬月額よりも低い標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ている可能性がうかがえる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社の元事業主に照会しても回答を得られず、申立期間に係る賃金台帳、給与明細書等の関連資料が確認できないほか、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を確認しても、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる供述等を得ることはできなかった。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額について遡って訂正されたなど不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、特例対象者を記録訂正の対象とすることはできない。」と規定されているところ、商業登記簿により、申立人は申立期間においてA社の役員であったことが確認できる上、前述の被保険者原票及びオンライン記録により被保険者記録が確認できる元従業員が、申立期間当時、申立人は同社の専務として労働組合等と厚生年金保険に係る交渉等に対応していた旨供述していることを踏まえると、当該規定に該当する可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月1日から29年4月1日まで  
② 昭和31年3月頃から33年4月頃まで  
③ 昭和33年7月1日から36年3月1日まで

私は、申立期間①はA社B営業所に、申立期間②及び③は同社C支店（現在は、A社D支店）に勤務していたが、全ての申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について

申立人は、A社B営業所に勤務していたと主張しているものの、申立人の同社B営業所に係る雇用保険の被保険者記録を確認することができない上、同社D支店が保管する社員名簿によっても、申立人が、申立期間①において、同社B営業所に勤務していたことを確認することはできない。

また、事業所番号等索引簿から、A社B営業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

さらに、A社D支店に照会したところ、同社からは、「賃金台帳等の資料を保管しておらず、保険料控除については不明。」との回答がなされており、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

このほか、申立期間①における申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生

年金保険の被保険者記録が確認できる、申立人が記憶している申立人と同職種の同僚は、「A社B営業所が所在した地域周辺を管轄していたのは同社C支店であった。」と供述しているが、当該被保険者名簿においても、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない。

## 2 申立期間②について

申立人は、当該期間において、A社C支店に勤務していたと主張しているものの、申立人の同社C支店に係る雇用保険の被保険者記録を確認することができない上、前述の社員名簿においても申立人が当該期間において、同社C支店に勤務していたことを確認することができない。

また、A社D支店に照会したところ、同社からは、「賃金台帳等の資料を保管しておらず、保険料控除については不明。」との回答がなされており、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

このほか、申立期間②における申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

## 3 申立期間③について

申立人の雇用保険の被保険者記録及び前述の社員名簿から、申立人が、当該期間において、A社C支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿から昭和36年3月1日にA社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる10人（申立人を含む。）について、前述の社員名簿及び雇用保険の被保険者記録を検証したところ、i) 社員名簿において人事記録が確認できる6人全員の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、社員名簿における雇入年月日よりも後になっていること、ii) 同社D支店に係る雇用保険の被保険者記録が確認できた7人全員の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、雇用保険被保険者の資格取得日よりも後になっていることが確認できることから、同社C支店は、従業員について、必ずしも入社又は雇用保険の被保険者資格の取得と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、A社D支店に照会したところ、同社からは、「賃金台帳等の資料を保管しておらず、保険料控除については不明。」との回答がなされており、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

このほか、申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。